

江南市優良排水設備指定工事店表彰に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の排水設備工事(以下「工事」という。)において、水洗化率(接続率)の向上に貢献し、他の排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)の模範と認められる優良な指定工事店の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象工事)

第2条 対象工事は前年度内に検査を受けた、次の各号に掲げるものとする。

(1) くみ取り便槽がある家屋等の工事

(2) 単独処理又は合併処理浄化槽がある家屋等の工事

(選考要件)

第3条 前条に規定する対象工事を施工した指定工事店のうち、次の要件を備えた者から選考する。

(1) 対象工事件数が上位5位以内であること。

(2) 当該指定工事店が施工した工事の検査結果が優良であること。

(欠格条項)

第4条 指定工事店としてふさわしくない行為があった者及び倒産又は廃業した者は対象としない。

(表彰等の決定)

第5条 優良指定工事店は、第3条の規定による選考結果に基づき、市長が決定する。

(表彰の期日及び方法)

第6条 表彰は、市長が定める日に行う。

2 表彰は、江南市ホームページへの掲載等により行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。